

さいたま市 居宅訪問型児童発達支援事業のご案内

重度の障害等で、通所支援を利用するために外出することが著しく困難なお子さんの発達支援を提供できるよう、お子さんの居宅を訪問して行う事業です。

利用できる方

重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難なお子さん
感染症にかかりやすく、重症化する恐れのあるお子さん など
(お子さん本人の状態を理由として外出ができない場合にサービスを受けることができます。)

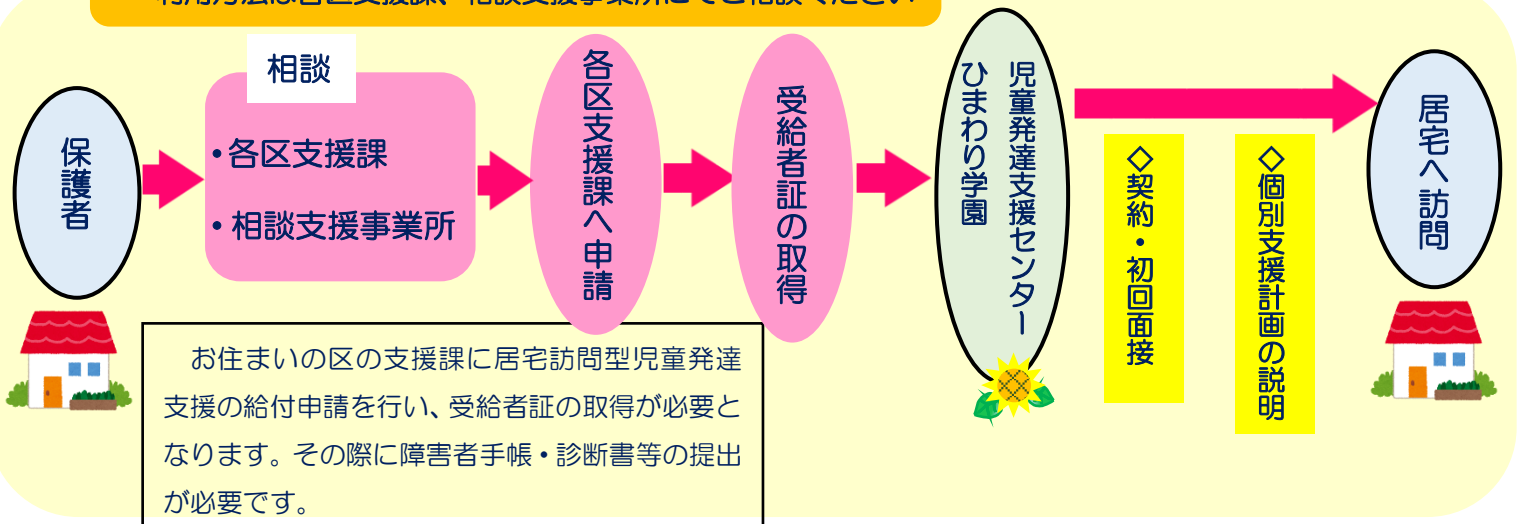
利用料金

3歳(満3歳になって初めての4月1日以降)から5歳(小学校入学前)までは利用料が無償化の対象となります。

0歳から2歳までの利用者は利用料のうち一割負担となります。(1回あたり1000円~2000円)

手続きの流れ

利用方法は各区支援課、相談支援事業所にてご相談ください



保護者の方と一緒に遊ぶ中で

お子さんからの反応や表出を受け止め、気持ちの育ちにつなげます

お子さんの様子に合わせて、楽しめる遊びを探していきます

1回の訪問時間は1時間程度です



問い合わせ先

さいたま市総合療育センター
ひまわり学園 児童発達支援センター

〒331-0052

さいたま市西区三橋6丁目1587番地
居宅訪問型児童発達支援事業窓口

電話 048-783-5618

FAX 048-622-4359

月~金(祝祭日を除く)9:00~17:00